

令和5年度 第10回丹波市農業委員会
定例総会議事録

令和6年1月25日

令和5年度 第10回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年1月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧	
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	15番 婦木 克則
	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克己
	20番 和田 憲治		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子
	24番 米田 豊		

○欠席委員 (1名)

14番 新才 泰則

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

報告第 5 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

- 議長 皆さん、足元の悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。
ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長 （会長あいさつ）
○議長 ありがとうございます。
事務局から、会議の開催について、報告をお願いいたします。
○事務局 事務局です。
本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号14番の新才泰則委員から欠席届が提出されておまして、出席委員は、23名となっております。
農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを、御報告いたします。
続きまして、大変申し訳ございません。議案書の訂正をお願いいたします。
43ページを御覧ください。議案第3号のうち、使用貸借権設定許可申請承認について、番号1番でございます。書類の不備により、取下げをさせていただきますので、抹消のほう、よろしくをお願いいたします。
以上でございます。

3. 議事録署名委員の指名

- 議長 それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。
本日は、議席番号16番の細見滋樹委員、18番の田中幸治委員、両委員よろしくをお願いいたします。
なお、本総会の議事録は、後日作成いたしますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 許可取消 番号1番、番号2番 ～
～ 議案第2号 所有権移転 番号15番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願についてを議題とします。
事務局説明をお願いします。
○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番、議案第2号、番号15番朗読
○議長 事務局の説明が終わりました。
ただいま説明がございましたように、議案第1号の番号1番と番号2番、並びに、議案第2号の番号15番につきましては、関連性がございますので、一括して審議をさせていただきます。

す。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議案第1号、番号1番、番号2番、議案第2号、番号15番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

この許可の取消願ということでございますけれども、実はまだ関連がございましたように、8ページの番号15番ですね。ここでございますけれども、この2筆の売買が成立したということで、申請されました。しかしながら、本人も実はそこまで気が付かずして、これは許可が、平成21年8月28日に許可を受けておったということでございます。これにつきましては、こういう、売買が完了できてなかったということでございます。

それともう1つは、この交渉をしておったけども、東側農地のこの方がもう亡くなられたということになっておりまして、こういうような状態で、ずっとどんどん時間が経過しておったということでございます。

この譲渡人の方も、本来ならこれが取消願を提出してもらわなければなりませんでした、しかしそういうことがわからず、現在に至っておりますということでございます。

この方は、この取消につきましては、知らなかったといえども今は深く反省しております。今後はこのようなことがないように十分注意しますので、何とぞよろしくお願いします、ということでございます。

そういうことで、この15年ぐらいそのまま取消しをしていなかったということでございます。

しかしながら、今度はこの番号15番についてでございますけれども、説明させていただきますけれども、この2筆につきまして、譲受人は農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということを聞きました。図面は4ページを見ていただいたら、ありがたいと思います。

2筆とも、ともに放置の状態ではございませんでした。西側農地は、近隣の方が計画を持って、維持管理されておられました。

それから、もう1筆の東側の300平米の農地につきましては、これは御本人さんがずっと地域の方に管理をしていただいていたということで、現状に至っては、こうして3条申請を出すということでございますので、現地につきましては、きれいに管理されておられます。

従いまして、地域委員会としては、今後とも新たに農地を耕作管理される方が、3条申請として出てきましたので、農地法の第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、それから地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しておりますので、よろしくお願いしますということでございます。

一応こういう流れの経過でございますけれども、3条申請が出ているということでございます。以上でございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

議案第1号、番号1番、番号2番、議案第2号、番号15番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっとあれなんやけど、平成21年のあれで、一応1年1作ということになるんですけど、どうでしょうか。

○議長 春日地域委員会。

○委員 今御質問ありましたように、西側農地につきましては、これは近隣の方が、耕作して、これを維持管理されとったということを聞いております。そのようになっておりましたので、荒れた田んぼということではございません。

それと、もう一つ申し上げますように、東側農地につきましては、これは近所の方に草を刈っていただいたりして、自分なりに保全管理をされておったということでございます。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第1号の番号1番、番号2番の許可取消を認めた上で、議案第2号の番号15番につきまして、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、許可取消を認めた上で、番号15番につきましては許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 所有権移転 番号1番～番号14番、番号16～番号26番 ～
～ 報告第2号 番号2番 ～

○議長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番～番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は11ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番から番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により共同名義で取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

2人は幼なじみで、世間話をするうちに、遊休農地のようになっているこの土地をどうにかしようという話になり、共同で何か栽培しようということになったということで、果樹を作付けする予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件には誓約書が添付されております。

一方の譲受人の所有農地の一部に、家屋が建設されている農地があるため、令和6年7月3

1 日までに、4 条申請及び非農地証明願を提出するというものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号3番、番号4番を、一括で説明させていただきます。

番号3番と番号4番は、効率よく農業を行うために、お互いの農地を交換により取得したいというもので、図面は13ページに示しています。

交換取得した農地では、これまでどおり水稻や野菜を作付けされるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に番号5番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は14ページに示しています。

譲受人は、現在市外に住んでおられ、週末等を利用して、通って耕作するため、作付けについては、あまり手のかからない豆、イモ類を中心に栽培し、水稻についても近隣の方に作業委託し、取り組みたいとのことです。

当面は水稻を作業委託する方のところに、管理機や草刈機を置かせてもらい、拠点とするが、いずれは移住して、農業に取り組みたいと考えておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいということです。図面は16ページに示しております。

申請者の自宅では、観光栗園をされており、栗を栽培されたいということです。

こちらには誓約書が添付されております。譲受人の父の所有する農地の中に、農業用倉庫兼農作業場、車庫があり、農地の一部に建物が建っているため、建物が建っている部分の面積を確認し、農地法第4条の許可申請の手続きを進めます。とのことです。時期は令和6年12月頃とあります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号8番～番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号9番から番号11番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には、誓約書が添付されています。譲受人の所有農地の中に、農業用倉庫が建設されている農地があるため、令和6年5月に非農地証明願を提出するというものです。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、番号10番は、譲受人が譲渡人から農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、をお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号12番～番号14番、番号16番～番号19番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番から番号14番までを議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号12番につきましては、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面は21ページに示しておるとおりでございます。

申請地は、申請人の所有する北側に隣接する農地と合わせて、1枚の圃場となっており、今回の申請によって取得して、今後も農業経営を行おうとするものでございます。現在適切に管理されております。

また、申請人の住所が遠方のほうではございますが、地図上の拠点となっておりますところが、この方の配偶者名義の実家であり、ここには家族の方も住んでおられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、番号13番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番も、これも農地を売買によって取得して、規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、4ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この土地につきましては、この4ページの図面がございますけども、右側が今度取得する土地でして、左側に取得したい方の土地がございますので、隣接しております。

ということで、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に番号14番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

これも農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。同じく図面は4ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号16番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号16番は、農地を売買により取得し、新たに農業経営をしたいというものでございます。図面は22ページ、23ページに示しております。

譲受人は、23ページにあります拠点を購入され、この拠点の家と田畑を一括で購入され、野菜と花を耕作されます。倉庫の中には農機具が残っており、それも一緒に譲り受けられます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号17番、番号18番、番号19番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大しようとするもので、図面は24ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は25ページに示しております。

図面のように、幅の狭い橋を渡り、譲渡人は耕作しておりましたが、今回譲受人が会社を辞められまして、本人の屋敷の東側に隣接する畑を購入されて、野菜などを栽培するというところでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号19番は、農地を贈与により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は26ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には誓約書が添付されています。譲受人の土地、所有土地の中に、1筆は畑、台帳・登記地目は畑で、現況は竹林になっております。もう1筆、畑でございますが、一部農業用倉庫が建てられております。この2筆の誓約書の中身につきましては、来る6月に、農業委員会へこの2件を申請するという誓約書を提出されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号12番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。
番号13番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号13番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。
番号14番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号14番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。
番号16番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号16番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。
番号17番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号17番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。
番号18番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号18番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。
番号19番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号19番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号20番～番号25番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号20番と番号21番を、譲受人が同一のため、一括して議席番号○番の○○が説明いたします。

番号20番、番号21番については、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号22番を、議席番号○番の○○が説明をさせていただきます。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号23番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号23番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件には、先ほど事務局から御報告がありましたように、関連案件があります。報告第2号の番号2番、当該農地は、3条により取得後に譲受人が2アール未満の農業用倉庫と農作業場を設置するというものでございまして、図面は29ページに示しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号24番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は30ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号25番を議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２０番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号２２番なんですけど、譲受人は隣接地域の方なんですけど、これちょっと遠いように思うんですけど、近くにもこの方は、何かあったみたいな気がするんですけど。

○議長 山南地域委員会から。

○委員 はい。作物は作っておられませんが、雑種地として持っておられます。その近辺の土地の横になるわけなんですけど。

○委員 作業のほうはできますね。

○委員 できます、できます。もうほとんどこっちにおられます。

○委員 ああ、そうですか。

○委員 はい。

○議長 よろしいですか。

○委員 よろしいです。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番並びに報告第２号の番号２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。並びに報告第２号の番号２番につきまして、御承知おきください。

番号２４番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 ちょっとこれ、東側のやつと一緒に、ひっつけてやるということやね。申請地と。申請の出とること、この東側の、右隣の。

○議長 山南地域委員会から確認報告を。

○委員 現地見ましたら、もう一緒になってます。

○委員 これだけ残ったってということ。

○委員 そう思います。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２５番は許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号２６番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２６番は、農地を贈与により取得して、米作りの経営規模を拡大したいというものでありまして、図面は３２ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しておりまして、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２６番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 譲受人さんが贈与により取得されるということなんですけど、姓が違うんですけど、親子とか、どういう関係になるんですか。

○委員 贈与といいましても、贈与というのは個人から個人ということです。

- 委員 ああ、そういうことですか。分かりました。はい。
- 委員 親族ではございません。
- 委員 そういうことで、分かりました。はい、すみません。
- 議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号26番について、許可することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号7番 ～

- 議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
- 事務局説明をお願いします。

- 事務局 議案第3号、番号1番～番号3番朗読

- 議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

- 委員 番号1番から番号3番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、農地を売買により取得し、宅地分譲地として転用しようとするものです。図面は36ページと37ページに示しております。

この案件は、農地区分が筆によって異なります。現地を確認したところ、東側に位置する方の農地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道にあり、農地からおおむね500メートル以内に2か所の医療施設があるため、第3種農地ということで、判断されると考えます。

一方、西側に位置する農地の農地区分は、鉄道の駅からおおむね500メートル以内の区域に存在するため、第2種農地と判断されると考えます。

図面の37ページを見ていただきますと、2区画の計画となっています。従来宅地造成し、住宅を建設した上で、土地建物を一体的に売買する場合に限り、農地転用が認められるものですが、一定の要件を満たす場合には、建築条件付きとして宅地造成のみ転用が認められるとなっております。

その要件といいますのは、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、指定された建設業者と土地購入者が、当該土地に建設する住宅について、一定期間、おおむね3か月以内に建築請負契約を締結すること。一定期間に契約が履行されない場合は、売買契約が解除されることが規定されております。

また、転用事業者が当該土地全てを完売することができないと判断した場合は、残余の土地に、転用事業者自らが住宅を建設するようになった場合の建物図面と、資金証明も添付されていることを確認しております。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、次に番号2番は、売買によって農地を取得し、重機置場として利用するための申請です。図面は38ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積における宅地面積の割合が74.6パーセントで、40パーセントを超えているため、第3種農地ということで、判断されたいと考えます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われたい。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号3番は、売買によって農地を取得し、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は39ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されたいと考えます。

この案件は、隣接所有者の同意が得られておらず、申請者の疎明書が添付されております。

内容としましては、当該農地について、ソーラーパネル設置工事に関し、現在必要な法令手続を行っています。当該土地の地目は田、地積は1,190平米。当社が、農地法5条許可及び太陽光設備設置のため、丹波市開発指導要綱に基づく協議を進め、許可後の用地取得及び太陽光発電パネル設置の工事を計画しています。

隣接農地の所有者様に、農地法や開発に関する協議について、十分な説明を行ってまいりましたが、別紙経過説明書のとおり、今までの経過ということで、同意書の取得ができていません。これまで開発に関する協議や農地法の手続、工事などの十分な説明も伝えています。何度も連絡を取り、ご本人様に説明いたしましたが、本人の入院なども重なり、今後は連絡も遠慮してほしいとの結果となりました。

しかし、これまでの手続の中で、開発に関する協議に必要な官民境界確定や、構造物が境界を越境し、隣接土地所有者などの関係者のほうに迷惑をかけないように、ご本人様と境界についても確定済みです。そのため、土地境界について、問題はありません。

また、住民説明会での協議確定事項である、土地境界より50センチ以上離し、フェンス等の構造物を設置するなど、関係者の皆様と協議・相談しながら、計画を進めています。工事に着手する際も、隣接土地に影響を与えないように、十分注意し、施工管理していく所存です。という疎明書が出ております。

この疎明書については、隣接所有者に面談をいたしまして、内容を確認しております。

地域委員会としては、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないと思われたい。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、備考欄に〇〇円と書いてますけども、これは、この根拠は土地代とか、それから造成費ぐらいのものですか。それともそれは家を建ててという、家付きの値段でしたかね。教えていただきたいんですけど。

○委員 この資金につきましては、土地取得費が〇〇円です。

○議長 〇〇委員。取得費、造成費、それとこれを建築したときの建築の費用も入っているのかという質問です。

○委員 全て入っています。

○議長 それが入っているという回答が得られれば、それでいいかと思います。

○委員 分かりました。

○委員 全て含めて、〇〇円となります。

○議長 〇〇委員、よろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○議長 番号2番については、重機置場ということですので、この利用計画について、どのくらいの利用計画になっているかっていうことが分かっているれば、教えていただきたいと思います。

○委員 台数とかいうことですか。

○議長 そうです。

○委員 現在、申請地の北側に、ちょっと番地がここに記載されてないんですけど、ここに重機の仮置きをさせていただいて、借りておられております。その土地を返却することになり、そこにある重機を隣のほうに移すということで、重機13台分ということで伺っております。

○議長 今借りておられるところが借りられなくて、この土地を潰して、ここに移すということ。

○委員 そうですね。

○議長 分かりました。

ほかに、番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 隣接農地所有者から疎明書が出てるんですけど、隣接農地、右隣にもあるんやけど、それは疎明書はなしで、今回は疎明書が出てきたんですか。

○議長 右隣。

○委員 ここ、太陽光発電設備。

○委員 できてますわね。

○委員 できています。

○委員 そのときには。分かれへんか。

○委員 いや、そのときのお話まではちょっと聞いてないですけど。

○委員 今回、疎明書が出てきたということは、地域委員会に聞いてもうて、今の意見聞いたんですけど、やっぱり最初の太陽光の時、何かあった。幅が減ってなかったこと言うて、判子を押さなかったということか。

○委員 はい。

○委員 すいません。そこで、最後に言葉の中で、隣接者の同意が得られたということですか。

○委員 いや、隣接者の同意というか、この疎明書について、隣接者に、この内容で合ってるか、このとおりかということを照会しまして、そのとおりですと。最終的にも同意はできませんという返事を得ました。

○委員 はい。そのときに、右隣の太陽光はどういう人。納得して同意してるかは、聞かれたんですか。

○委員 要するに、その当時、前のときまではちょっと分からないですけど。

○委員 いや、本人さんに。

○委員 本人は、その当時のことはちょっと言われなかったんです。

○議長 〇〇委員。

○委員 すいません。同じ話になるんですけど、疎明書の内容については了解したということですが、最終的に同意をされてないわけですから、もしこれ許可をしまして、あと苦情が農業委員会のほうに矛先向けられたらいうことは、ないんでしょうかね。そういうのがあった場合、どのように対処されるんですか。

○委員 私どもが再確認した状態では、反対はしないけど同意できないと。行為そのものには何も反対しないんやけど、初めの対応が悪かったもので、そういうことです。

○委員 感情論になつとるということね。

○委員 そうです。

○委員 一番難しいやつや。

○議長 分かりました。

いろいろと質問の中で、内容が分かってきたと思うんですが、最終的には疎明書という形で、今回申請が出ておりますので、そういう対応になっています。

〇〇委員。

○委員 すいません。これも1, 000平米以上ありますんで、開発関係も協議されとると思いますけども、この地元自治会との協定書みたいなもの、結ばれる予定しとるかいいね。

○委員 もちろん協定書いうのは結ばれると思います。面積的にも。

○委員 ほいで、協定書いうんがね、自治会との後々のことがありますので、農業委員会として

も、こういうのを協定されたらということで、私の地区でもずっと呼びかけとんですけどね。
こういうのがされようとしておられますかね。

○委員 されるというか、いわゆる自治会のほうにもちょっと確認したんですけど、地域としては、境界から50センチ離して建ててもらえば何となく問題ないと。そういう決め事があるんですけど、ということ。

○委員 まあだからそういう協定は、自治会とはじゃあしないということですか。

○委員 自治会とはしませんけど、同意はしてるという。

○委員 同意はまあ。

○委員 自治会としては同意しますという形になってる。

○委員 自治会も同意されとると。それから。

○委員 最終的には協定書を結ばれると思いますけども。

○委員 ほいで農業委員会としても、農地にそういう太陽光するときには、協定書なんか結んだら、自治会と結んだらよろしいんじゃないですかということを、3年前からそういうことあるんですけども。そんなん、自治会はまだ御存じじゃないんですかね。いうことですか。

○委員 自治会は御存じないと思いますけどね。

○委員 そういう協定書を結ぼうとか、今のところそんなんはないですか。

○委員 今のところはないですね。

○委員 できたら、3年前から農業委員会としても、そういう協定書を自治会と結ばれとったほうが、後々のことがありますんで、されたらどうですかということを、農業委員としても言うておりますんで、できたら自治会のほうもそういう協定書を結ばれたらいいと思いますけども。

○議長 協定書につきましては、必須条件ではございませんが、お勧めはしております。

ただこれ、開発指導要綱に該当する案件ですので、地元説明会はされて、自治会として同意はされているということで、よろしいですね。

○委員 そうですね。

○議長 氷上地域委員会としては、疎明書の内容を確認した上で、許可相当ということで、審議を進めていこうということであったというふうに思います。それで、地域委員会として、確認等をいただいたということになってます。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

それでは続きまして、青垣地域の案件につきまして、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号4番と番号5番につきましては、一体のものでございますので、併議とさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番と番号5番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号4番、番号5番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請でございます。図面は40ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積が7,286平米、それから宅地の面積が4,397平米ということで、宅地の割合が60.3パーセントとなり、40パーセントを超えておりますので、第3種農地と判断されるところと考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認いたしております。

なお、この発電パネルの能力でございますが、○○枚の設置、○○キロワットの性能でございます。

また、地元自治会との協議もされておりました。内容については書面で取り交わされております。という状況でございます。内容についての確認は、私が直接この地域の自治会長と面識がございませんので、推進委員さんのほうで確認いただいて、協議は整っておるといふうに、報告をいただいております。

また、疎明書が添付されてございまして、ちょっとその疎明書の内容について、ご確認いただきたいと思っております。

今回の申請地の農地転用の許可申請を行うにあたり、隣接農地の所有者及び耕作者の同意を得るため、各住宅を訪問し、説明を行おうと試みましたが、隣接農地の所有者の現住所等連絡先が分からないということで説明することができませんでした。ということで、注記として、令和5年12月3日に、譲受人のほうの会社の方が、登記簿上の所有者の住所に訪問されて、話を伺おうというふうにされたわけでございますが、30年ほど前からここには住んでおられませんので、というふうなことで、書いております。

また、令和5年12月6日に、地域の自治会長さんに、所有者の現住所や連絡先を御存じなのか尋ねたが分からないと。また、申請地の土地所有者にも照会したが、全く手がかりがなかったという状況でございます。

また、郵便物として、その住所、家があったところに郵便を送りましたが、宛所不在ということで、郵便局のほうからも返送されてきた状況でございまして、そういう中で、疎明書として添付がされております。

以上、地域委員会で確認をさせていただいておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番、番号5番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。相続人不明ということであれば、司法書士さんに戸籍の調査をしてもらう方法があるんですけども、その費用が出ないだろうし、もし事務局に、ああいうふうなところで事務局やったら調べられると思うんですけど。何か方法っていうのは考えられるんでしょうかね。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

転用事業者からの問い合わせで、隣接農地の所有者を、事務局が探索するということが自体はどうかと思います。

地域委員会から報告あったとおりで、事業者としては相当の努力をされ、その結果でどうかというところでございますので、農業委員会としてそれ以上、法的な関係で探索をするという必要はないかと考えております。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番、番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号6番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は41ページに示しております。

申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の集団農地に含まれるため、第1種農地と判断されると考えられますが、転用目的が、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第1種の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は42ページに示しております。

申請地の南側の住宅を購入するに当たり、駐車スペースがないために、申請するものでございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている地域にあるため、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 すいません。ちょっとお聞きしたいんですけど、この露天駐車場、ちょっと会社の場所から大分離とるんですけども、営業の拡大ということでございますか。ちょっとお聞きしたいんですけど。営業、ここの営業の拡大というか。増やしていきたいということの、そういう意味があって駐車場確保されとるのかということです。

○委員 申請者は〇〇業をされておりまして、現在もこの地図の左手のほうに農地もあるんですけども、非常に大きい車を出入りするので危ないところもあるんです。これ集落の中です。それで、土地探されたんです。ここしかないということで、今回の申請になったということです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

休憩を取ります。

（休憩）

（議席番号8番 山本浩子委員 途中退席）

（再開）

～ 議案第4号 番号1番～番号7番 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は48ページに示しています。

1月17日に確認したところ、現地は、事務所・倉庫・物置となっており、農地への復旧が

困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成3年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は49ページに示しております。

1月16日に確認したところ、現地は車庫兼農作業場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成14年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番、番号4番、番号5番につきまして、議席番号〇番の〇〇が御説明させていただきます。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は50ページに示しております。

1月17日に、地域委員会で確認したところ、現地は農業用物置・庭・進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと

見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、番号４番につきましても、地目変更のための非農地証明願です。図面は５１ページに示しております。

１月１７日に、地域委員会で確認したところ、現地につきましても、露天資材置場・進入路になっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号５番についても、地目変更のための非農地証明です。図面は２１ページに示しています。

１月１７日に、地域委員会で確認したところ、現地は、進入用道路、それから庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断して特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成１５年頃からで、地元自治会長と隣接者からの証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。５０ページのこの非農地になる部分、約半分、これ。

○委員 これと、あとこの庭ですね。現地は庭になっております。はい。で進入路がこう、横のほうにこうあるような状態です。で、この母屋のほうにちょっと入るような進入路も、中に入っております。母屋はこの北側ですね。ここを進入路として、家の庭のようになっています。これが現状です。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 確認なんですけど、番号４番、雑種地で○○平米、非常に広いようなんですが、前から

もう農地でなくなっとなったって感じには書いてあるんですけど、これ公共のものでこんなやつたら、どうなったわけですか。現状は。現地は。非農地っていう。

○委員 現状ですか。

○委員 非農地っていう面積にしては、2反からね。非農地になっとなった。しかもこれ、公共の土地のようなんですけど。

○委員 これは、自治会の土地ですわ。自治会。自治会の土地なんです。公共というより、自治会の土地なんです。

○委員 いや、確認だけなんです。今まで農地やなかった。

○委員 そうですね。もうほとんど、もう草生えとったんやけど、木が生えたりして、使われてなかった状態でもありまして。

○委員 要するに遊休農地になってしもとったということですか。

○委員 そうですね。現状が、進入路として。今こう書いておりますとおり、資材置場とかに使われておるような状態でした。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は52ページに示しています。

1月15日に確認したところ、現地は井戸となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和47年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しております。

1月15日に確認したところ、現地は、3筆のうち1筆は花き調製・貯蔵関係施設、もう1

筆は、露天農作業用車両置場・進入路、次の1筆は、花き調製・貯蔵関係施設・露天農業用資材置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。この方ですけど、よく非農地証明願が出るんですけど、どういうこと、そういうのがあるかもしれませんけど、農地であったところですけど、物置いたりばかりして、こういう最終的には非農地証明願出されるというような形になりよるよるに感じるんやけど、その辺はどうなんでしょう。

○委員 どう感じていますと言うても昔からやっておられるんでね、ここは、花木の生産されているところですよ。だから、多分自分で農地を造成とか、ハウスを建てたりで、大々的にやっておられるんですけど、まあ無断転用でずっと昔からやってこられたんじゃないかと、考えておられるんですけど。それしかちょっと言いようがない。

○委員 氷上地域でも、非農地証明願が出てましたね。

○委員 そうです。

○議長 多分温室とか、ハウスがあって、そこに調整施設というふうに変えて使っておられると、認識しております。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと細かいことかもしれないですけど、現況が雑種地になつとるんですけど、利用状況が何か宅地のような気がするんやけど、それはどうなんですかね。花き調整・貯蔵関係施設って書いてあるんやけど。

○委員 あくまでも作って、貯蔵したり、ハウス作ってその中に入れたり、農作業用に使われています。

○議長 よろしいですか。

現地全部に温室みたいなハウスが建ってます。その中で、選別の機械とか貯蔵庫とか、そういうものがあるというのを、私どもも確認しています。

これにつきましては、非農地であるかどうかの審査ですので、そういうふうに判断していただいたらいいかと思います。

ほかに、内容に質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号3番について、1月17日の柏原地域委員会で確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番から番号33番について、1月16日の氷上地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、青垣地域の案件につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○委員 番号34番から番号54番について、1月16日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号５５番から番号７９番について、１月１７日の春日地域委員会において、確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することについて、特に意見はございません。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号８０番から番号１１２番まで、１月１５日の山南地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１１３番から番号１２２番まで、１月１５日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第１号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足説明することはございませんか。

○○委員。

○委員 番号2番、番号3番ですけど、多面的交付金を使って、排水路の畦畔を整備・補強するための進入路、工事用作業用地です。畦畔が高いもので、2メートルぐらいになります。農地のほうから入らな行けませんので、届が出ました。

○議長 ほかにございますか。

○委員 番号1番は、利用する田んぼの真ん中に水路にあるんですが、その用水路のヒューム管設置及びコンクリート畦畔を施工されるということで、一時利用届が出ました。

○議長 よろしいですか。

○委員 すいません、番号4番でございしますが、議席番号○番の○○が説明いたします。

実はこの案件、利用期間が令和5年12月4日から令和5年12月20日っていうふうになっておりますけれども、実はこの案件、私が12月8日に見たときには、もう既に当該用地の一部に業者が鉄板を敷いて、重機で作業していたんです。それで農業委員会事務局に照会して、届が出るとかどうか確認いたしまして、出てないということなんで、責任者に連絡いたしまして、一時利用届を出すようにという、行政指導したものでございます。

確か土日を含んで、最速8日から週変わって、11日に最速に出たと承知しております。

ということで、番号4番は届出がある自治会に帰属する地元活動団体の、多面的機能交付金事業における農業用水路の更新に伴う、U字溝敷設工事に対して、農地の一部を、工事用の重機の作業に使用するために、一時利用届をしたものでございます。図面は59ページに示しています。

○議長 もう終わっとるんですね。

○委員 終わっとるんです。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等ないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が補足をいたします。

番号1番は、農業用倉庫で、図面は49ページに示しています。

経過書添付となっておりますが、その届出者の父親が、昭和40年頃に鶏舎を建設し、開業後から現在まで、農業用倉庫として利用されています。今後も引き続き、届出者が農業用倉庫と

して利用する旨の経過書が提出されています。

○委員 番号３番を、議席番号○番の○○が補足します。

図面は６２ページですけれども、番号３番は、自宅に隣接する農地内の一部に、７５平米の農機具用倉庫及び進入路を設置するために、農地法施行規則該当転用を届け出るものです。

○議長 内容につきまして、質問等はありませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質問等がないようですので、報告第２号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第３号 ～

○議長 報告第３号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第３号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。補足はございますか。

質問はございませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質問等がないようですので、報告第３号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第４号 ～

○議長 報告第４号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第４号、番号１番～番号４番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

内容につきまして、質問等はありませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質問等がないようですので、報告第４号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

～ 報告第５号 ～

○議長 報告第５号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第５号、番号１番、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

内容につきまして、質問等はありませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質問等がないようですので、報告第５号、青年等就農計画の認定について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、以上でございます。

何か御質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 （自治会同意の押印について意見）

○議長 ほか、ございませんか。

(委員の口述内容について注意喚起)

では、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 ありがとうございます。

この正月に私自身が農水省のほうに行ってまいりました。地域計画の担当部署の方が、もともと兵庫県にいらっしゃった方でして、その人が総務課長でいらっしゃるので、面会をしました。そのときに、地域計画について、一応言っときました。2年では無理ですって言っときました。ただ、向こうもよく御存じで、そりゃ2年では無理やろなっていうことは、よう農水省のほうも分かってられました。

ただ、何が問題かっていうことをとりあえず出すんですけど、その後のフォローであるとか、自分のところの地域をこういうふうにしたいとかっていう思いを持って、いろいろな行動を起こされるところには、精いっぱい応援させていただきますということでございます。

ですので、今回地域計画、とりあえず作るんですが、今後そういうふうな形で、どうやってこの地域を盛り上げていこうとか、いろんなそういう活動を、今度も引き続きするところには、精いっぱい応援しますよということを言っていました。

逆に言えば、何もしないところには何もありませんよということでございますので、我々農業委員会が、その地域計画に関わるわけですので、今後引き続きそういうことをされていかなければいけないなということで、3つのことをやる。まず危機感を持つ。それから思いを持つこと。それから行動すること。この3つをやってくれてるところには、精いっぱい応援しますよということでございますので、今後それぞれのお立場で、御協力をいただければというふうに思いました。

以上、報告させていただきます。

それでは、本日の会議は、これで終了したいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年1月25日

議 長 

議事録署名委員（16番委員） 

議事録署名委員（18番委員） 